

地震保険制度と共済に係る勉強会（第3回）議事録

令和8年5月22日（金）15：00～16：45

財務省第三特別会議室（本庁舎4階）

1. 開会
2. 共済根拠法所管省庁・共済からのヒアリング
3. 閉会

出席委員 大野澄子
佐藤主光
中出哲
藤田友敬（座長）
堀田一吉

（敬称略）

オブザーバー 一般社団法人日本損害保険協会
日本地震再保険株式会社
損害保険料率算出機構
金融庁監督局保険課

出席者 中小企業庁
農林水産省
水産庁
厚生労働省
全国共済農業協同組合連合会
全国農業共済協会
全国共済水産業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会
全国生活協同組合連合会

事務局 財務省大臣官房信用機構課

午後 3 時 00 分開会

○藤田座長 ただいまから第 3 回地震保険制度と共済に係る勉強会を開催いたします。本日もどうかよろしくお願ひいたします。

本日は、共済根拠法所管省庁及び共済からのヒアリングをさせていただきます。監督実務と、リスク分散、損害調査・引受けの実務、現行の地震保険制度への参入の意向、この 2 つに分けてヒアリングを行いたいと思います。

まず監督実務について、共済根拠法所管省庁から御説明をいただければと思います。各法律につきまして、かなり数もありますので、恐縮ですが、3 分以内でお願いいたします。5 本の法律について御説明いただいた後に、まとめて 20 分ほど質疑の時間を設けたいと思います。

それでは、まず農業協同組合法について、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○新川協同組織課長 農林水産省でございます。資料 1 に基づきまして御説明させていただきます。

資料の 1 ページ目をお開きください。まずは農協の共済事業に対する監督体制についてというページでございます。青い四角のところに書いておりますとおり、JA 共済につきましては、農協と全共連が共同元受方式により事業を実施してございます。その役割分担といたしましては、全共連は商品開発や責任準備金の積立・運用、共済金の支払い、こうといったものを行っております。また、農協は共済の普及・推進、契約締結事務、事故受付などを行っております。

このため、共済金の支払責任につきましては、全共連が 100% 保有しているというところでございます。

3 つ目の〇に書いてありますが、地域農協の監督につきましては都道府県知事、全国団体である全共連の監督は国である農林水産大臣が行っております。

2 ページ目を御覧ください。農協に対する監督の内容について記載したページでございます。青い四角の中に書いてありますとおり、JA 共済につきましては、保険会社と同レベルの規制を平成 16 年に法定化をしてございます。資料下のほうにその具体的な内容を列記してございますが、共済規程の承認、報告の徴取、業務・会計の検査など、保険業法並びの内容となっております。

3 ページ目を御覧ください。財務の健全性でございまして、いわゆるソルベンシー・マージン比率について記載した内容でございます。上の2つ目の○に記載してありますが、農協法におきましては、ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に早期の是正措置を講ずることとしております。なお、現在の全共連のソルベンシー・マージン比率は1014%となっております、基準を大きく上回っている状況となっております。

4 ページ目をお開きください。ソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置の具体的内容について記載してございます。真ん中の青い表の第1区分でございまして、指標が200%未満になった場合には経営改善計画の提出などを求めるとともに、第2区分でございまして、さらに進んで100%未満となった場合には配当の禁止などの命令、さらに第3区分の0%未満となった場合には業務停止命令を発出するということになっておりますが、こうした事態にならないように早期に経営改善を促していくという仕組みになっております。

5 ページ目、6 ページ目でございます。こちらにつきましては、総合的な監督指針で定めております指導監督の運用の具体的な内容を書いた資料となっておりますけれども、前回の勉強会で金融庁が説明した内容とほぼ同じですので、詳しい内容は割愛させていただきたいと思っております。

7 ページ目でございます。具体的な監督の手法を整理させていただいております。上のほうから見ていただきまして、農協法に基づいて報告の徴取、立入検査を行うということを行っております。その結果、農協に不適切なところがあれば業務改善命令や業務停止命令といった下の行政処分に進んでいくこととなります。具体的な処分の例としては、下のほうに監督上の措置の例として挙げておりますけれども、例えば共済金の支払漏れに対して、その支払いを命ずる必要措置命令、共済金の不正流用の事案に対して業務管理態勢ですとか監査態勢の強化を命ずる業務改善命令を行っておる事例がございまして、これらについては農水省のホームページで公表しているところでございます。説明は以上になります。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

次に、水産業協同組合法について、水産庁から御説明をお願いいたします。

○永田水産経営課長 水産庁でございます。それでは、資料2に従いまして御説明させて

いただきます。漁協の共済事業に対する監督の実務でございます。

1 ページ目を御覧ください。漁協の共済事業に対する監督体制等、これから御説明する内容は、今ほど御説明がありました J A 共済と基本的には並び、同様の規定になっております。まず J F 共済についてですけれども、漁協と共水連、全国共済水産業協同組合連合会が共同元受方式により事業を実施しておりまして、役割分担は J A 共済と同様でございます。共済金の支払責任は共水連が100%保有するという形になっておりまして、漁協の監督は都道府県知事、共水連の監督は国、農林水産大臣というところも同様でございます。

水産庁としましては、「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針」を都道府県に対して技術的な助言として提示しているという形になっております。

2 ページを御覧ください。共済事業に対する監督の内容、水協法に基づくものでして、保険業法と同様の規定を設けております。J F 共済につきましては、保険会社と同レベルの規制を平成20年に法定化しておりまして、それ以降も同レベルの規制を維持してきているところです。内容については先ほど御説明があったとおりなので、割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。財務の健全性のうち、支払余力比率についてです。ソルベンシー・マージン比率を指標として共水連から報告を受けるという形にしてしておりますが、直近で1312%となっており、200%を下回ると早期是正措置を発動することとしておりますが、それを大きく上回るという状況になっております。

具体的には、4 ページにありますとおり、第1区分、第2区分、第3区分という区分を設けているところも先ほど御説明があった J A 共済と同様となっております。

5 ページを御覧ください。内部管理態勢の確保でございますが、こちらも監督指針に基づきまして内部管理態勢の確保をしているところでございます。

6 ページは省略しますが、7 ページの、監督の手法としましては、水協法、監督指針に基づきまして報告の徴取、立入検査、それらの後に行政処分に進むという流れになっているところも同様でございます。

農協と違うところについて御説明しますと、資料の13ページを御覧ください。参考の部分でございますが、契約者の範囲というところがございます。漁協につきましては、正組合員の資格につきまして、漁業を営むまたは従事する漁民というところで、一定の日数以上という要件が係っているところが農協と違うところがございます。漁業に関連した仕事をしている方が対象となっているというところが少し違っているところでございます。

漁協の関係は以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

次に、農業保険法について、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○中平保険課長兼保険監理官 農水省の保険課長の中平でございます。よろしくお願いたします。

資料3の1ページ目をお開きください。農業共済組合が行っている建物共済事業につきましては、農業共済組合がもともと農業保険法に基づいて制度共済や収入保険を実施する団体であり、その任意保険という形で建物共済事業を行うことができるというような法律の規定になっておりまして、それに基づいてやっているという事業でございます。財務の健全性の確保のところについては、他の共済と同じようにP D C Aを回しながら適切なリスク管理態勢を確立し、適切にリスク管理を実施しているということでございます。

下の監督体制でございますが、農業共済組合は1県を除けば、ほぼ1県1組合体制になっておりますので、今、全部で50ありますが、茨城県は3組合、連合会もありますけれども、それ以外は1県1組合ということでやっておりますので、地域レベルの農業共済組合で保険の引受け等をやっており、その連合体である全国の連合会が再保険をやるということで、これもJ Aと同じですが、地域レベルの組合につきましては都道府県が監督し、全国の連合会については農水大臣が監督するという仕組みになってございます。

監督の内容でございますが、これはJ A・J Fと似通ってございまして、こういう形で事業規程の認可から報告徴取、検査、必要措置命令とか、そういう形のことでございまして、ということでございます。

3ページ目をお開けください。ソルベンシー・マージン比率のところは記載してございませんが、このような仕組みになってございますので、我々の団体としてソルベンシー・マージン比率での管理は行っておりませんが、財務の健全性としては仮に試算を、今、変わったばかりなので、旧ソルベンシー・マージン比率の計算の仕方では試算をすると、700%取れているということで、財務の健全性は確保されていると考えてございます。

内部管理態勢につきましても、これはJ A・J Fと同じような形でございまして、このような形で管理態勢がしっかりとされているということでございます。

統合的なリスク管理態勢、4ページでございますけれども、これも同じような形で、し

っかりとリスク管理をする形で、定期的に面談等をして確認を行っているということ
でございます。

5 ページ目の監督手法も同様でございます。法律に基づいて、これは制度共済のほう
も監督も行わなければなりませんので、しっかりといろいろな形の手法で定期的な調査も
しながら、検査もしながら監督をしているということでございます。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

次に、消費生活協同組合法について、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○村山消費生活協同組合業務室長 厚生労働省生協室の村山でございます。資料4で御説
明させていただきます。

3 ページ目からが資料本体でございます。まず最初、監督の実務でございます。共済事
業規約に関する認可について、これは生協法第40条で共済事業の規約の設定、変更、廃止、
こういうものについて行政庁の認可を受けることになっております。報告の徴収も法第93
条の3で定められておまして、健全な運営とか、そういうことについて必要があるとき
は、その業務または会計の状況に関して報告や資料の提出を求めることができるというこ
ととされております。

実際の検査でございますが、法第94条、行政庁は共済事業について組合の業務の健全か
つ適切な運営を確保し、契約者の保護を図る必要があると認めるときは、当該組合の事
業・会計の状況について検査ができるという規定になっております。

3 ページの最後、監督上の処分でございますが、ポツ2つありまして、それぞれ業務停
止命令ですとか業務の停止、役員解任等々について行政処分を講じられるという内容に
なっております。

4 ページをお開きいただきまして、支払余力比率について、生協法第50条の5に基づき、
基準が定められておまして、ほかの協同組合と同様、一番下の表、これは生協法施行規
則の別表でございますけれども、200%を切ると改善計画の提出を求め、支払余力比率が
0%未満となった場合には業務の停止に踏み込み、早期是正を求めていくというルールで
ございます。

5 ページ目でございます。生協の共済事業向けの総合的な監督指針の内容でございます
けれども、責任準備金等の積立の適切な状況、早期警戒制度、仕組開発に係る内部管理態

勢、あとは資金運用リスクですとか流動性リスクに関する管理態勢についてもいろいろ各行政庁で見るということでお願いしておりました、これらの状況を見ながら、組合に対して検査や報告徴収を通じて、必要に応じて内部管理態勢の改善を求め、重大な問題があると認められるときには、法令等に基づき行政処分を行うという流れになっております。

6 ページを見ていただくと、所管行政庁が国と都道府県がそれぞれでございまして、1 つの県内もしくは地方厚生局の管内だけで収まるものについては都道府県の所管、それ以外のものは国所管でございまして、それぞれ許認可や監督を行います。あと、国においては都道府県が行う生協の監督等への支援を行います。研修の実施等でございますけれども、そういう内容になっております。

7 ページは参考でございます。組合員が各単位生協に入って、その単位生協が集まって連合会を構成しています。共済事業については単位生協で行っているもの、そして連合会で行っているもの、両方あるという状況でございます。厚生労働省からは以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

次に、中小企業等協同組合法について、中小企業庁から御説明をお願いいたします。

○和田課長補佐 中小企業庁でございます。中小企業等協同組合法に基づいて、全日本火災共済協同組合連合会（日火連）の監督の実務について御説明をさせていただきます。

まず1 ページ目の監督の実務のところですがけれども、連合会である日火連は我々、中小企業庁の経営支援課が所管しておりました、これは中協法第111条に基づくものです。火災共済を行う都道府県の区域を超えないものについては各都道府県が所管をすることになってございます。共済事業を行おうとするときは、下にある中協法第9条の6の2ですがけれども、共済規程を定めて行政庁が認可をすることになっていまして、第105条の4で検査権限は監督行政庁にあるということになってございます。

②財務の健全性でございますけれども、日火連においては中協法の第105条の2、施行規則のほうで毎事業年度の半期ごとに事業状況だったり、資産・負債状況、収支状況などの報告書を提出いただくことになっていまして、こちらの提出をもって確認して、健全性を確保しているということになってございます。

2 ページ目ですが、支払余力比率については、令和6年度の数字ですがけれども682%と

いうことになってございます。

③の資産運用でございます。業務上、余裕金を以下の方法によるほか運用してはならないということの中協法の第57条の5で定めておりまして、ただし、行政庁の認可を受けた場合はこの限りではないということになっております。

④の流動性でございます。組合は共済掛金収入等の状況によって資金繰りに支障を来した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日々適切に管理していく必要がございます。3ページでございますけれども、態勢整備、リスク管理と書き分けさせていただいています。まず態勢整備ですけれども、日々の資金繰りの管理・運営などを行う管理部門をきちんと設置しているか、リスク管理部門ときちんと分離しているか、牽制機能が十分発揮されているかであったりとか、真ん中の上あたりですけれども、ストレステストを実施したりとか、管理手法についての規定を整備しているかというところを確認しております。

リスク管理についてですけれども、リスクに関する要因分析、対応策などをきちんと整備しているか、また、それについての見直しを行っているかというところを定めているところでございます。簡単ではございますが、以上です。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、約20分、質疑応答の時間を設けたいと思います。どなたでも御質問等ございましたらお願いいたします。大野委員、よろしく願います。

○大野委員 ただいま御説明いただきまして、ありがとうございます。分からない点をいくつか教えていただきたいと思うのですが、まずそれぞれの共済につきまして、支払余力、また責任準備金については、JA共済とJF共済のほうで御記載いただいているところでございますけれども、これらの支払余力については、物の損害の共済以外にも人の、保険で言えば生命保険ですとか傷害保険、医療保険、そういったものを全て含むものでしょうか。もし全て含むものであるということであったとしても、例えば地震保険について、これを全部充てることが可能なのかとか、そのあたり、地震保険、地震損害との区別がつけられるのかどうかといったことを御確認させていただければと思ったのですが、これは全ての共済に同様のことかなと思われましたので、お尋ねいたします。

○藤田座長 全ての方への質問ですけれども、差し当たり御報告の順でお答えいただければと思います。

○新川協同組織課長 農林水産省でございます。まず支払余力と責任準備金の御質問ですけれども、支払余力につきましては全体のパーセンテージとなっております。責任準備金につきましてはそれぞれ、地震は地震、生命は生命、と分けて積み立てておりますので、地震共済についての十分な積立は行われていると考えております。

○大野委員 そういたしますと、支払余力については地震に限らずの余力として計算していただいているということですが、地震に限ってということでの計算は可能でしょうか。

○新川協同組織課長 支払余力、ソルベンシー・マージンにつきましては、やはり全体として切り分けてはないというのが先ほどと同じ答えになりますけれども、責任準備金を地震なら地震という形で、それは規定に基づいて積み立てていただいておりますので、その部分は十分にあると考えております。

○大野委員 ありがとうございます。

○永田水産経営課長 J F 共済についてお答えいたします。今ほど御説明がありました J A 共済と同様にソルベンシー・マージン比率は全て含む形で出しておりますし、準備金はそれぞれで積み立てているということですが、地震損害だけを区別して取り出すというのはなかなか難しい状況ではありますが、十分に対応できるだけのものがあると考えております。

○村山消費生活協同組合業務室長 厚生労働省でございます。同じく支払余力につきましては全体でございます。準備金についても、同じような取扱いということで実施しているところでございます。

○和田課長補佐 中小企業庁です。我々も同じでして、支払余力と準備金については全体

のものとなっております。

○中平保険課長兼保険監理官 農業保険についてもお答えします。先ほど試算という形で700%という数字を述べさせていただきましたけれども、これは建物共済全体のものでございます。ただ、制度共済と建物共済は積立は分けて経理してございますところ、建物共済は火災共済、総合共済というのを実施していますので、仮にそれを切り分けると逆に支払余力はかなり増えるという形のものになると考えてございます。

○大野委員 切り分けると増えるというのは、どういう仕組みでしょうか。

○木村参与 NOSAIです。よろしくお願いたします。そもそも私どもでは、火災共済、いわゆるストレートファイヤーのものと、火災にプラス自然災害（地震）を含めた総合共済の2つの商品を持っております。地震や自然災害を含めた総合共済だけで積算をすると、先ほど課長が申しあげました700%よりももっと多くなるということです。理由としましては、火災共済のほうが建物共済全体の8割以上の引受実績となっており、総合共済のウエイトは低いため、地震だけで見ていけば、もっと引き上がることになるということでございます。

○大野委員 ありがとうございます。

○藤田座長 ほかに御質問等ございますか。中出委員、お願いします。

○中出委員 ありがとうございます。保険監督の場合、保険契約者等の保護という観点で重要な領域として募集関係があると思います。その関係で多くの細則を定めて、また、適切ではない事例もたくさん発生する中で行政処分をしたり、きめ細かな監督をしていると思うのですが、共済についてはどうでしょうか。本日のお話はどちらかというとソルベンシーなどが中心でした。現実には制度運営していくことを考えますと、募集についての法制や実際の運営についても保険と同じようなものか、このあたりを知りたいと思いました。

○藤田座長 本日の報告内容ではないので、いきなりは難しいかもしれませんが、

もし可能でしたら、先ほどと同じように順にお答えいただければと思います。

○新川協同組織課長　まずJ A共済について御説明させていただきます。募集の関係につきまして、特に農協に関しては、一時期、不適切な推進活動があったりということで問題もあることもありました。そちらにつきましても、基本的には監督指針とか細則を定めてございます。それから、募集の関係につきましては、農協法の中でも申込者に対して重要な事項を説明しなければいけないですとか、いわゆるクーリング・オフの規定、こういったものが農協法の中に定められてございます。その法律に基づいてしっかりと推進していただくことと、実際の運用に当たって細かい部分については監督指針の中で適正な募集をしていくということが定められて、我々としても指導しているという状況でございます。

○永田水産経営課長　漁協の関係、J F共済も同様に、水協法、あるいは監督指針に基づいて保険業法と同様の形での指導監督をやっておりますので、基本的には同じような形でやられていると考えております。

○中平保険課長兼保険監理官　農業共済でございます。農業共済の実施組合は先ほど申し上げましたように、もともと制度共済がメインの団体ですので、そこでかなり細かく、箸の上げ下ろしまでやるような細かい監督指針がございます。任意共済もそれに準じた形で指導を行っておりますので、かなり厳しい、募集の仕方も含めて規制がされていると認識しています。

○村山消費生活協同組合業務室長　消費生活協同組合でございます。代理店の体制整備義務ですとか、契約の意向把握義務に関して、条文上の規定はなく、その点は差異があります。ただ、監督指針などでそこはちゃんとやっているか見てくれということで指導監督を行っているという状況でございます。

○和田課長補佐　中小企業庁です。私もあまり詳細までは把握し切れていませんが、資料に書いております「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」、こちらで定めております。法律では細かくは定めておりません。

○中出委員 どうもありがとうございます。制度の監督において、実態的に重要な分野として募集などもあって、その面での整合性とか実効性は重要な論点になってくると思い、発言させていただきました。基本的には同じような枠組みであるということで理解しました。

○藤田座長 どうもありがとうございました。もし募集体制などについて補足がありましたら、また補足資料などをいただければ幸いです。

そのほか、堀田委員、よろしく申し上げます。

○堀田委員 今の御説明を聞いて認識したのは、各共済制度が共通して中央の省庁と都道府県という2段階での所管をされているということでしたが、その理解でよろしいでしょうか。そうすると、今度は都道府県の段階での所轄の仕方ですけれども、今、それぞれの共済が都道府県においても所管されていたわけですが、都道府県の段階でどのような体制になっているのか、別々に縦割りで管理されているのか、それとも、そこは一元的に共済というくくりでなされているのかということをお聞きしたいと思います。それから、一方、保険については金融庁が中央一元で管理しているということで、共済とその点が違うという理解が正しいのかどうか、確認させてください。

○藤田座長 それでは、先ほどと同じように順にお願いいたします。

○新川協同組織課長 まず都道府県の段階での検査でございますけれども、我々も詳細まで把握しているわけではありませんけれども、農協、農業と関連するお話でございますので、県庁の中の農林水産部門のほうで検査をしていると承知をしております。

○永田水産経営課長 J F 共済の関係も詳細まで把握しているわけではないですけれども、県によって、農業関係と水産関係の協同組合の指導部署が1つになっているところと、農業と水産と分かれているところがあるので一概には言えませんが、農業と一元的になっているところもあると理解しております。

○中平保険課長兼保険監理官 農業保険ですけれども、農業共済の実施組合は何度も申し上げていますように、制度共済をメインにやる団体ですので、制度共済というのは結局、全国一律で行われないと駄目なものですから、監督指針というのも結局、都道府県に統一的に国の考え方を示すという形で、それに基づいて各都道府県が指導するということになっております。基本的に、統一的な指導監督の形で、しかも県の例えば立入検査とかが不十分であれば、要請検査といって国が一緒になって入る。これは実は去年もやっておりますけれども、そういう形で毎年、要請検査もやって、県と一緒にやって共済組合に検査に入って矯正を図っていくということをやっておりますので、基本は一律にきちんと指導できるように監督しているということでございます。

○村山消費生活協同組合業務室長 厚生労働省でございます。消費生活協同組合につきましては、消費者行政関係部署でやっている感触です。

○和田課長補佐 中小企業庁です。詳細にどこの県がというところまでは把握できていないですけれども、やはり県ごとに担当部署が違ったりもしますので、ある程度の連携をとりながらというところになってくるかと思えます。

○堀田委員 お聞きしたかったのは、2段階という形だとすると、都道府県のところでそれぞれの共済をどのように所管されているのかということです。今の共済の説明を聞くと、都道府県の段階でも省庁と同様に縦割りのようなイメージを持ちますが、そうなのでしょうか。それとも、都道府県になると、そこは横に連携して、例えば、様々な共済事業を全体として所管されているのでしょうか。

○藤田座長 これは都道府県に問い合わせないと分からないのかもしれませんが、もし御存知でしたらお願いします。

○新川協同組織課長 農水省でございますけれども、今の段階で責任を持ってお答えできる情報はございませんので、もし分かりましたら別の形でお答えさせていただければと思います。

○藤田座長 都道府県の体制で一括して横断的にやっているかどうかということですので、別途調べがついたところでお答えいただければと思います。

○堀田委員 金融庁と共済との違いというのか、金融庁一元で保険の管理をされているのに対して、共済は二元で、二次元で管理されている、そういう理解は正しいかということを確認しました。

○藤田座長 2点目の御質問ですが、都道府県のレベルのものと全国のレベルのもので2段階というか、2種類のもので併存するような形であるという理解でいいと思いますが、これはどなたにお聞きすればいいでしょうか。

○堀田委員 保険の場合には金融庁が一元で監督されているのですね。

○藤田座長 それはそうだと思いますが、そういう理解でよろしいですかね。

○佐藤保険商品室長 金融庁が一元で監督をしております。1点だけ、少額短期保険業者につきましては、各地の財務局が担当をしております。

○新川協同組織課長 補足でございます。今、共済のほうは二元だというお話でございまして、基本的には共済は加入者の特性があって、例えば農協であれば農業者、生協であれば消費者という形で、それぞれの属性もありますので、支払いという形での横のつながりとか、そういうのはあるかもしれませんが、基本としてはそれぞれの所管とか業種、そういったものに基づいてやっているという理解だと思います。

○藤田座長 よろしいでしょうか。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 端的に、私の理解が正しいのか、今の質問の延長になるかもしれないですが、JA共済やJF共済の場合、我々が考えている地震保険に相当する共済事業については、基本的には連合会のほうで100%引き受けているので、ある意味その部分の監督は一元的にやっているという理解で大丈夫ですよ。そうだとすると、むしろ興味深か

ったのは生協のほうで、生協はもちろん厚労大臣管轄のものと都道府県管轄のものがあって、かつ7ページの御説明のときに単位生協と連合会があって、それぞれが共済事業をやっているということでしたが、逆に考えると、単位生協で都道府県管轄の場合で、今回の地震保険に対応するような共済事業があったときに、それは厚労大臣ではなくて都道府県が見ているという理解でよいでしょうか。それともこの部分は、お金周りというか、保険類似的な事業については厚労大臣が所管していると思ってよろしいでしょうか。

○村山消費生活協同組合業務室長 都道府県の所管の消費生活協同組合で火災共済、そして自然災害共済をやっている場合は県になりますけれども、それほど数はなく、やはり本日いらっしゃっている全労済ですとか全国生協連がメインとなりますので、そういう意味では厚生労働省が大部分をやっているということになります。

○佐藤委員 承知しました。ありがとうございます。

○藤田座長 よろしいでしょうか。中出委員の指摘された募集などの話になってくると、また違った要素が出てくるということになると思いますが、佐藤委員の御質問自体は、答えはイエスということだったと思います。

それでは、一通り質疑ができたと思いますので、次に移りたいと思います。

次は、リスク分散、損害調査・引受けの実務、現行の地震保険制度への参入意向につきましてのヒアリングでございます。共済根拠法所管省庁または共済から御説明いただければと思います。各法律ごとに、今度は7分以内でお願いいたします。そして最後にまとめて質疑応答の時間を設けたいと思います。

まず全共連から御説明をお願いできますでしょうか。

○高橋代表理事専務 全共連でございます。こういった説明の機会をいただきましてありがとうございます。私どもJA共済につきましては、財務大臣の指定をいただきながら地震保険の対象としていただきたいと考えております。それでは、資料6に基づきまして説明させていただきます。

リスク分散の関係、1ページでございますが、真ん中に地域ごとの加入状況がございます。青いグラフが地震保険の県ごとの契約占率でございます。それに対してオレンジ色の

グラフが私ども J A 共済でございますが、御案内のとおり北海道から沖縄まで全国津々浦々に分布しているところが見て取れるかと思えます。逆に言いますと、都市部の保有が私どもは少ないと、こういう状況でございます。

2 ページの引受けの実務でございますが、私どもの引受けにつきましては、損害保険会社と同様に建物の状況を確認するための物件確認を行うとともに、共済掛金率を適用するための書類の取得など、適正な引受けの措置を講じております。また、損害保険会社と同様に地震保険料控除の制度も導入されておりますので、物件構造での共済掛金率の適用が損害保険会社と同様に実施ができていますところでございます。

3 ページをお開きください。損害調査の実務でございます。基本的には平時・有事とも損害保険会社と同等の体制を確立しているところでございます。少し補足をさせていただきますと、右側のほうにシステム対応状況とございますが、私ども損害調査に当たりましては、タブレット型端末機を使いまして被害箇所の撮影、被害数量の登録をして、迅速に調査が行えるような形をつくっております。また、このタブレットには地図データも搭載しておりまして、これに契約者情報をプロットいたしまして損害調査・査定計画の効率化を図っているところでございます。

補足の 2 番目の体制でございますけれども、農協職員、私ども全共連職員を合わせまして 5 万名の体制というところがございます。また、外部の鑑定人も確保しているという状況でございます。ちなみに、令和 6 年度の能登半島地震では全国規模の支援体制を確立いたしまして、3 月末までに約 3 か月で 1,218 名の職員を派遣し、大体 91% の損害調査を完了していると、こういった実績もございます。また、調査だけではなくて、早期の支払処理というところも重要になってきますので、被災地域に加えまして、全国で管理している全国本部、川崎センター、大阪センター、こういった集中処理センターがございますので、こういったところでも支援体制をつくりながら早期の支払いを行っているところでございます。

また、4 ページの一番下でございますが、大規模災害時の特別な取組といたしまして、損保会社がやっておりますのと同じように、私どもも人工衛星画像、こういったところを使った全損の一括認定対応と、こういったものも実施しているところがございます。

5 ページをお開きください。冒頭に申し上げましたとおり、私どもとしては参入の意向ありと回答させていただいております。指定の基準や申請先、必要書類等の申請ルール等が明確にされ次第、申請に向けた具体的な準備に着手してまいりたいと考えております。

参入を希望する背景・理由でございますが、J A 共済は農村部を中心に、農家組合員を中心に建物更生共済という仕組みで地震を含む自然災害保障を漏れなく提供してまいりました。ただ、その下の左側でございますとおり、能登半島地震を踏まえた課題と教訓も大きく持っているところでございます。今回の能登半島地震では、非常に物価の高騰というところもございまして、50%保障で私ども自前でやっているわけでございますが、住宅再建というところもなかなか難しくなっているという状況でございます。

2つ目でございますとおり、そういう中で組合員の皆様にアンケートをとりますと、追加の掛金負担をしても一層の保障充実を求める声といったところも8割超上がってきているというような要望もいただいております。しかしながら、J A 共済が単独でこれまで以上の地震リスクを保障していくというところは時間もかかりますし、限界もあるというところでございます。

また、右のほうに地震保障を取り巻く状況を書かせていただいておりますが、御案内のとおり南海トラフ地震、首都直下地震など、近い将来に大規模地震の発生が危惧されているという状況がございます。また、2つ目ですが、一部の保険会社では独自の地震保障と地震保険を組み合わせる形で被災後の生活再建を見据えた取組、いわゆるプロテクションギャップを埋める取組もしているというところでございます。

こういったところを鑑みますと、下のオレンジ色のボックスの2つ目でございますが、J A 共済としても、地震保険を活用することで政府再保険を前提とした安心の提供とこれまで実施してまいりました自前での地震保障の充実、これに取り組みまして、被災者の生活の安定や再建に貢献してまいりたい、まさに地震保険法の目的・理念をしっかりと私どもも実現していきたいと考えております。

6ページでございます。地震保険の活用方法でございますが、私どものいわゆる火災保険の仕組みというのは建物更生共済でございますが、これに対しまして、現行の地震保険を付帯していくというような考え方でございます。概要でございますとおり、建物更生共済に付帯する地震保険は、保障内容・料率、限度額、対象物件等、現行の地震保険と全く同様の内容と考えておりますし、また、②でございますとおり、地震保険の付帯は新規契約から付帯していくと考えております。また、③でございますが、建物更生共済そのものは業務用物件も引受けができるようになっておりますけれども、地震保険を付帯可能とするのは住宅・家財のみとしております。このあたりは料率的にも、引受けのときも、しっかりと区分ができるというところでございますので、そういった体制ができるというところ

ろでございます。

補足に少し絵を描いておりますが、右側の一部損保の実施イメージというところが、火災保険に損保であれば地震保険を付帯して、その上に独自保障の特約等を付帯して、50%を超える保障を提供しているという形かと思えます。私どもも仕上がりとしては、左側でございますが、同じように地震保障を建物更生共済に付帯していくというところでございます。違いが何かというと、地震保険につきましては原則自動付帯ということで、付帯されないケースもあるわけでございますが、私ども協同組合の相互扶助の助け合いの仕組みとしては、同じ組合員で地震保障があるもの、ないもの、こういったものが出てくるというのは非常にまずいのかなと思っておりますので、左のような形で付帯していくと、地震保障が不要だという方につきましても、最低限の建物更生共済のほうでの保障が必要かというところで考えておりますので、左のような形をイメージしているところでございます。

今、南海トラフの臨時情報や北海道三陸沖の後発注意情報とか多発している中で、非常にタイムリーな勉強会が行われていると思っております。前向きな御検討をよろしくお願ひしたいと思います。説明は以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、共水連から御説明をお願いいたします。

○深瀬常務理事 共水連でございます。このような発言の機会を頂戴いたしましてありがとうございます。それでは、早速、資料7に基づいて御説明をさせていただきたいと思えます。今、説明のありましたJA共済と基本的には資料のつくり、同じようにしてございます。また、説明の内容もほぼ重複するところが出てくると思えますので、特に違う部分について中心にお話ができたらと思っております。

では、1ページをお開けください。真ん中に地域ごとの加入状況とございます。これも同じようにブルーのラインが地震保険の分布ということで、オレンジのラインが私どもJF共済の分布になっています。我々は沿海地区の漁協に所属する組合員が主な対象ということになりますので、いわゆる内陸部にはほとんど契約は存在していません。海岸線に沿った形で契約が分布しているということが一つの特徴、そしてまた図で御覧いただいたとおり、北海道が突出して割合としては多くなっています。これはポツの2つ目にありますとおり、特に漁業生産額が大きいということと漁業者が多いというところからこのような

分布になっているということで、特徴的には、地震保険で言うところの保険料水準の高い地区の割合が比較的低くなっていて、逆に低いところが多いというようなことが見て取れるかと思います。

2 ページについては、ほとんど変わらないので、割愛させていただきたいと思います。

3 ページを御覧ください。損害調査の実務ということですが、J A 共済と比べると、いわゆる損害調査に対してのシステムといったものは構築されていないというところがございしますが、平時から有事に備えた準備、そして有事の際の対応ということで、ここに記載してあるようなことをやってきてございます。特に調査に関しては、外部の鑑定人なども活用して調査に臨んでおりまして、右側の補足にありますとおり、能登半島地震では3か月で全対象の9割以上を完了できたという状況でございます。

4 ページについてですが、これも特段変わったところはありませんけれども、一番下にありますとおり、東日本大震災の際にはグーグルアースの人工衛星写真といったものと契約物件のマッチングを行って、損害調査、写真撮影といったものは省略したというような特別な取組もございました。

5 ページに進んでいただきまして、共済団体としての参入意向ということですが、これも同じように参入意向ありということで記載をさせていただいております。一定程度、必要なものが分かり次第、具体的な仕組みですとかシステム改修といったような検討に入りたいと考えています。

その次の、参入を希望する背景・理由といったところが若干違うといえますか、地震保険についての関わりがございましたので、そこを少し触れさせていただきたいと思います。もともと、私どもの共済で言うと生活総合共済という仕組みですが、J A 共済の建物更生共済と同じような仕組みですけれども、これも同じように組合員に補償漏れのないようにということで、中に組み込むという形で全国展開をしてみました。こうした中で2011年、東日本大震災が起きたということで、御承知のとおり津波が襲い、東北・北関東地方の太平洋沿岸が壊滅的な状況となったということで、津波に襲われた地域の私どもの契約の物件に関しては、多くが全損という事態になりました。そうした背景の中で、4 ポツ目にありますとおり、個人・民間レベルではなかなか再建が困難だということで、漁村地域の住宅の地震・津波災害への備え、補償需要に応えるため、J F 共済の生活総合共済・火災共済の地震保険加入についての要望書を水産庁長官に提出させていただいた経緯がございします。また、その翌月になりますが、2011年、平成23年5月には自民党の「復興への道

標 東日本巨大地震・津波災害及び原発事故対策に関する第3次提言」の中に「漁業者の住宅などに対する共済制度を充実するための国の支援（国の地震保険の活用）を行うこと」というのが明記されたという経緯がございます。こうしたことを受けて、地震保険の活用について水産庁の支援を得ながら、関係省庁ということで、当時、財務省、金融庁といったところ、また関係団体との協議を実施したわけですが、結果的に実現には至らぬまま現在に至っているという状況がございます。ですので、今し方、JA共済も申し出ておりましたけれども、このようなタイミングでこういった勉強会が開かれたということは、再びもしかしたら門戸が開くかもしれないという非常に期待感を持った思いで拝見をさせていただいていますので、ぜひ前向きな検討を本当にお願ひしたいと思ひます。

5 ページの下半分、能登半島地震を踏まえた課題・教訓、それから地震補償を取り巻く状況についてはJA共済と全く同様でございます。

6 ページ、活用のイメージですが、この活用の仕方、方法についても同じようなイメージを持っております。中段のところと同じような絵を記載しておりますが、現在、私どもの扱っている生活総合共済に地震保険を付帯して、現在の地震補償のさらなる上積みといったようなもので組合員の保障を守っていくということをやっていきたいと考えています。JA共済と少しだけ違うのは、私どもの保障が地震補償、共済金額の30%が最大というところでありますので、仮に地震補償をマックスで50%つけたとしても、ここは80%の補償でとどまるというところは少し違っておりますので、厳密に言うとその絵の描き方は違うのかもしれませんが、イメージとしてはこのような形を想定しているというところでございます。少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

次に、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○中平保険課長兼保険監理官 農済については、農水省から御説明したいと思ひます。

資料8の1ページ目を御覧ください。リスク分散手法につきましては、先ほどのところでも御説明いたしましたように、各共済組合と連合会、一部はJA共済にも再保険しておりますけれども、そういう形でやってリスク分散を図っているということでございます。

2ページ目をお開きください。建物総合共済の引受けについてでございますけれども、地震発生直後の引受けにつきましては、先ほどのJA共済の形とかなり似通っております。

て、損害を受けた建物については引き受けないこととして、新たに引き受ける建物にあっては、損害が既に発生している損傷がないか等に留意して審査を行っているということでございます。

3 ページ目をお開きください。建物総合共済の損害評価についてでございます。地震災害において広範に多数の罹災建物が発生した場合、これにつきましては専用の評価基準がございます。これによりまして、通常よりも迅速かつ適切な損害評価を実施するということをやっております。

4 ページ目は参考までに今の建物共済の、先ほど火災共済の話もありましたけれども、建物総合共済と建物火災共済、こういう形で運営をしているということでございます。

参入意向につきましては、資料をつけてございませぬけれども、全国農業共済協会からお話を聞いてございまして、私のほうで代弁させていただきますと、地震保険制度への参入につきましては、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧される中で政府の再保険により地震リスクへの備えが高まるといった点もあると考えておりますが、参入要件等、様々な課題もありますことから、本勉強会における議論・動向等も踏まえつつ、今後検討していきたい、と聞いてございます。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

次に、厚生労働省及び共済団体から御説明をお願いいたします。

○村山消費生活協同組合業務室長 厚生労働省でございます。資料9で御説明させていただきます。消費生活協同組合業務室と全国労働者共済生活協同組合連合会、そして全国生活協同組合連合会と分担しながら御説明させていただきます。

まず3 ページ目がリスク分散でございます。1 つ目、契約者の範囲でございますが、こちらは各組合が定款で定める資格を有する組合員が契約者、それに限定されるということでございます。それぞれ定款で、地域に居住ですとか勤務地を有する者であるとか、あとは職域内の勤務者、こういう方がそれぞれの定款によって有資格者であり、組合員で契約者は限定されるということでございます。

連合会との共同引受けの状況でございますが、厚生労働省所管組合では全国組織を持つ連合会が多くございますので、その会員生協を通じて組合員が連合会の実施する共済に加入するという形態になっております。責任の100%を保有する連合会という場合が多い

ですけれども、一部では会員生協と連合会で分担、共同引受けをしているという形態もございます。

再保険の状況でございます。一部の組合は必要に応じて他組合や保険会社等に出再をしているという状況でございます。再保険・再共済先は資料記載のとおりでございます。

4点目、キャットボンドの活用ですけれども、厚労省所管組合の中ではキャットボンドの活用はございません。

4ページ、地域的な分散の状況でございます。棒グラフのほうが消費生活協同組合でございますけれども、地震保険とほぼ同じような傾向になっているところでございます。ここまで厚生労働省で御説明させていただきましたが、両連合会から、続きの部分について説明をお願いしたいと思っております。

○仲田常務理事　こくみん共済 coop、全国労働者共済生活協同組合連合会でございます。本日はまずこのような発言の機会を設けていただきましたことに深く感謝を申し上げたいと思います。資料5ページ以降で当会におけます損害調査・引受けの実務、また地震保険制度への参入の意向について御説明をさせていただきます。

資料の5ページを御覧ください。当会は表の左側になります。調査の概要でございます。自社の統一認定基準に基づく立会調査を基本とさせていただいております。また、中段の体制でございますが、有事の際には被災地付近で拠点を設置したり、全国から対応要員を動員するなどして、またタブレットでありますとか、様々なDX等々を活用しまして、迅速で的確なお支払いを心がけているというところでございます。

後段のシステム、イメージ図等々についてはお読み取りをお願いいたします。

6ページをお開けください。商品概要でございます。当会では火災への備えとなる火災共済に加えまして、地震・風水害により生じた損害への保障制度としまして自然災害共済を実施しております。自然災害共済につきましては単独では加入いただけず、必ず火災共済とセットで加入いただく、このような取扱いとさせていただいております。また、地震保障につきましては、加入いただくタイプによって30%か20%ということになります。また、自然災害共済の共済掛金ですが、建物の構造区別に全国一律の掛金を設定させていただいております。

共済の対象、実施の目的はお読み取りください。

支払限度額につきましては、6,000億ということで設定をさせていただいております。

なお、当会の自然災害共済につきましては、当会を含みます3つの共済生協で共同グループということでの運営をさせていただいております、この支払限度額は3つの共済生協での総額ということになりますが、9割方が手前どもの持分ということになります。

再保険・再共済につきましては、日本再共済連を通じまして海外再保険等々の手配を行っているところでございます。

最後に、参入の意向に関してでございます。当会の自然災害共済につきましては、海外再保険でありますとか異常危険準備金の積立によりまして、巨大災害に備えた相応の積立等々を行っているところでございます。ただ、近年、地震リスクが顕在化する中で、組合員の安心をより盤石なものとするという観点から地震保険制度への参入に強い関心を持っているところでございます。しかしながら、当会の自然災害共済と地震保険制度では制度や運営の差がかなり大きく、参入した場合には様々な影響が出るのが想定されております。この影響等々につきまして、今、その内容でありますとか範囲、詳細を把握しまして、それに対する対応策を検討するには相当の時間でありまして、各種様々な情報が必要だと考えさせていただいております。そのため、本日時点では、地震保険制度の参入については、関心はあるという回答にとどめさせていただきたいと思っております。ただ、引き続き、本日以降の勉強会の場合などを通じまして、当会としてもしっかりと検討を深めさせていただきたいと考えているところでございます。以上で、こくみん共済 coop からの御説明を終了させていただきます。

○千田専務理事 続きまして、全国生活協同組合連合会でございます。

5ページに戻っていただきまして、損害調査実務については、こくみん共済とほぼ同一ですけれども、商品の構成が若干異なっております、元受けである全国生協連と47都道府県の会員生協が連携して実施をしているわけですが、調査の概要としては罹災証明書を自治体から発行していただくということで、半壊以上を対象にしているものですから、こういうような措置をとっているということでございます。

大規模災害時の特別対応としては、衛星写真等々を用いて損害認定も実施しています。平時については共済の研修会を行うというようなことを行っているということで、システム、あるいは事故からお支払いの状況については、こくみん共済とほぼ状況は同じでございます。

次に、現行の地震保険制度への参入の意向についてでございます。当会については歴史

的な背景がございまして、まず火災共済のほうが、1985年から火災共済を実施しているところがございます。こちらのほうに「火災共済主契約（地震保障5%）」と記載をされているわけですが、実は1995年の阪神・淡路大震災を契機に見舞金という形で5%の保障をこちらのほうで付帯をいたしました。その後、2018年に地震保障15%の特約ができて、合わせて20%の保障を行っているという状況でございます。

支払限度については3,000億円で、約116万件の地震保障がありますが、再保険については、ブローカーを通じて海外再保険76社に出再しており、健全性の確保のために準備金、異常危険準備金等々を積立をしているということでございます。

参入の意向については、参入意向ありということでお答えをさせていただいております。地震保障のところについて、火災共済の部分に上乘せをさせていただくような形で、こちらのほうの地震保険をお願いしたいと考えているということでございます。今後の巨大地震の発生が想定されるということで、保険ですとか共済ですとか、こちらのほうで垣根なく国民である組合員、組合員は国民でございますから、そちらのほうやはり等しく地震保険による手厚い保障というものを享受してもらいたいということもございまして、イコール・フットイングの観点からも参入を望むということでございます。私からは以上でございまして、続いて厚労省のほうから引き続き説明がございまして、

○村山消費生活協同組合業務室長 最後の1ページだけ御説明させていただきます。7ページでございます。今、2連合会から御説明しましたが、それ以外の国の所管で火災共済を実施しているところが16組合ございますので、そこに参入意向についてアンケートを行いました。16組合のうち、半分以上は火災共済のみで、自然災害共済をやっていないところがあるという状況のものだということで見ただけであればと思います。関心ありが4組合、関心ないが11組合、その他が1組合。参入意向について聞いたところですが、なかなかお答えが難しいという御意見が多かったので、関心のある・なしということで書かせていただきました。まだ各共済組合ともいろいろ逡巡しているという状況のようですので、この団体様ですとか、行政を交えた形での関係者の勉強会を今後もお願いできればと思っております。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

最後に、中小企業庁から御説明をお願いいたします。

○和田課長補佐 中小企業庁です。資料10に沿って御説明させていただきます。本日は日火連が欠席となりますので、当方からの説明となります。

まずリスク分散ですけれども、契約者の範囲は資料に書いてあるとおりとなります。

(1) 組合員、(2) 組合員と生計を一にする親族、(3) 直接・間接に構成する者であって、小規模の事業者ということになります。

組合員の資格については、表を載せていますけれども、業種によって異なります。製造業などが一番大きく、小売が小さいというような形になってございます。

③の地域的分散状況ですが、日火連は全日本という名前がついてはいますが、加盟する都道府県組合は全国で41組合となっていて、組合はあるものの日火連の会員ではない非会員の組合もいくつかございます。また、県によってはそもそも未設置の県もございます。「また」以下のところですが、日火連が今、販売しています地震危険補償特約というものがございまして、これは2020年から火災共済に付帯する特約という形でやっております、日火連と都道府県組合の共同元受けで実施しているものになってございます。

2. 損害調査、引受けの実務ですが、地震危険補償特約については、日火連自体、都道府県の組合もですが、規模が小さく、人数もすごく少ないところでやっているというところもありまして、調査方法については、市町村が交付する罹災証明書に基づいて最大1,000万円までの補償ということになっています。理由は下に書いてはいますが、それぞれの組合の規模では家屋ごとの調査は困難であるためということになります。また、これも査定の効率化という理由はありますが、地震保険と異なって一部損は支払対象外となっております。

2 ページの研修の部分ですが、罹災証明書が交付されない場合もございまして、その場合は家屋調査を行う必要がありますけれども、損害鑑定会社の研修などを受けて実施しているということでございます。

3. 現時点での参入意向ですが、これまでの団体とは異なっていて、2 ポツのところですが、平たく言ってしまうと、日火連の現在の財政状況とマンパワーと運営体制というところで参入しない意向を固められております。1 ポツのところ、神奈川県火災共済協同組合、これは日火連の非会員、先ほど一部会員ではないところがあると申しましたが、神奈川県の組合がまさにそれでして、独自で動かっていますが、そこについては

地震保険の参入について関心を示されていると伺っておりますが、日火連としては参入しないという意向を固めております。

理由は以下に6点書かせていただいておりますけれども、損害保険料率算出機構の会員になるというところでハードルがあるのではないかと。また、その会員になるための、先ほど理由の一つに申しましたけれども、費用面の問題と、実際に加入したとして、システム開発費・構築費のところでもなかなか厳しいということです。3点目ですけれども、日本損害保険協会の会員になる必要があること、これも同じでして、会費の問題でハードルがあるということです。4点目ですけれども、地震保険危険準備金の積立のところでもなかなか難しいということをおっしゃっています。5番目は員外比率が増加する懸念があるということで、最後のページですけれども、地震保険が個人向けの火災保険で付帯するものであるのに対して、日火連のような中協法に基づく団体では員外比率が増加する、組合員以外の方が多く入ってきてしまうというところを懸念されているということでございます。最後は先ほど申したマンパワーについてですが、会員組合、組合自体も非常に小さく、少ないところは3名、理事長を入れても4名、5名というところがございますので、損害認定のための査定が非常に困難であるということで、地震が起こり被害が広域になったりすると、県またぎの応援態勢なども組む必要があると思っておりますけれども、そのあたりも非常にマンパワー的に困難であるということも理由の一つとしておっしゃっています。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、30分ぐらい、質疑応答の時間を設けたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

では、大野委員、お願いします。

○大野委員 御説明どうもありがとうございます。JA共済とJF共済のほうでは説明の内容も似ていらっしゃるって、詳しく説明いただいているところでございますが、従来、販売されている共済の商品の内容とすると生活用の建物、自宅、家財については全て必ず地震保障がついている商品のみということでしょうか。あるいは、地震保障がない商品というのも販売されているのかということが一つと、あとはこの地震保障をされている商品の場合については、地域によって、危険率に応じて保険料、掛金の料金というのは違って

らっしゃるのかということを確認させていただきたく思いました。

○藤田座長 それでは、御返答をお願いいたします。

○高橋代表理事専務 私ども団体建物向けの商品とか、いくつか商品がありますけれども、自然災害保障、地震保障も含めた形の商品は建物更生共済のみというところがございます。また、料率は全国一律で設定しております。

○深瀬常務理事 J F 共済のほうは、まず生活総合共済と火災共済というのがございます。地震保障をつけているのが生活総合共済ということで、これは先ほども申し上げましたとおり、J A 共済の建物更生共済と同じような制度でございまして、地域別の料率はとっておりません。全国一律です。火災共済のほうは、いわゆるストレートファイヤーというところの制度で、これは地域別料率をとっていますが、いわゆる地震保障というのは付いていなくて、地震火災費用、それから地震で倒壊した場合には見舞金といった制度は、言ってみればおまけのような形で付いているというのがございます。以上の2つです。

○大野委員 今の2つの商品ということの中では、火災共済のみの商品についても、今回の地震保険の付帯を御希望されていらっしゃるのでしょうか。

○深瀬常務理事 検討の余地はあるだろうと思っています。生活総合共済、そして火災共済、どちらにも地震保険をつけられるというのが今、願っているところということです。

○大野委員 ありがとうございます。もう少し質問よろしいでしょうか。これはほかの共済にもお聞きしたいところですが、もし参入意向があり、参入されるといった場合には、今の地震保険と同一のプール加入を希望されるのか、また準備金については、最初にある程度の規模のものを出される予定なのか、あるいはそうではないのかといったことについて、もし御予定が決まっているようであれば、少しお聞かせいただければと思います。

○藤田座長 順次、御返答をお願いいたします。

○高橋代表理事専務 地震保険法を見ますと、法律の中でも、最も低廉な掛金をという、そういう理念がございますので、基本は今、地震保険でやっています地再社のほうに、共済というよりはそちらのほうに加えさせていただくという検討がまず第一なのかなと考えております。

それから、今、保険会社については、準備金の関係はそれぞれ地再社のほうや国のほうで準備していると思います。新規契約からの参入というようなことですので、そのあたりがどういう整理が必要なのかというのを把握しておりませんが、今の段階で我々もそこに対する見解というところを地再社の皆さんとかと話しているわけではございませんので、その状況は把握できていないというところでございます。

○深瀬常務理事 J F 共済としても、今、J A 共済が申し上げたのと同じような見解でございます。

○木村参与 N O S A I ですが、今、委員からお話があったようなことや、参入の要件などを踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

○仲田常務理事 こくみん共済 coop、全国労働者共済生活協同組合連合会でございます。先ほどの回答については、参入については関心はあるということにさせていただいております。まさに大野委員から御質問をいただいているようなところ、こういったところが経営に与える状況等々をしっかりと検討したいというところが我々の今の状況でございます。

○千田専務理事 全国生協連につきましては、同一プール、そして準備金のお話でございますけれども、今後議論が進んできた段階で検討させていただきたいと思っております。

○和田課長補佐 日火連については先ほど申したとおり、準備金のほうで厳しいということ聞いています。

○大野委員 ありがとうございます。

○藤田座長 そのほか、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 まず感想になりますけれども、様々な共済から参入の意向、あるいは関心を示されたということですので、本件、かなり腰を据えて議論していく必要があるのかなという気がします。なかなか早々に結論は出せないなというのが所感です。それから、J F 共済から、東日本大震災の後に実は地震保険の参入意向があったというのを初めて知ったのですが、当時、地震保険は地震保険で、強靱化、レイヤーの見直し、官民のリスク分担の見直しとか、準備金、積立金不足の発生とか、実は地震保険は地震保険で非常に大変な時期だったものですから、おそらくそこまで手が回らなかったのかなと、私は当時、そのプロジェクトチームの座長をしていたので、そういう感想です。

次に質問になりますが、J A 共済、J F 共済の最後のポンチ絵の6ページ、イメージ図ですけれども、多分、上乘せとの関係が民間と同じようなスキームだということを言いたいのだと思いますけれども、イメージとしては、政府の地震保険に上乘せしているというよりは、もともと既に建物更生共済などで全部地震もカバーされているので、どちらかという政府の地震保険が上乘せのような形になるので、そこはもしかしたら、既存の民間損保の対応とは違って、どちらが上乘せされているのかという立ち位置が少し違うと思いました。その上での質問になりますけれども、J A 共済にしてもJ F 共済にしても、船や農業施設などの事業用資産もカバーしているはずですが、地震保険はあくまでも住居のみということになりますので、そこを切り分けて入るという理解でよいでしょうか。事業用資産は事業用資産で自分たちの中で全てカバーする、これまでどおり50%なのか、もし地震保険に参加できれば、事業用のほうは逆に拡大する余地があると考えていらっしゃるのか、このあたりはどういう位置づけになっているのかということについて教えていただければと思います。それから、参入意向はないという日火連の話は分かりましたが、他方で、神奈川県共済は意向があるということで、先ほどの御説明だと全国組織があるところは国、中央官庁が対応しますけれども、これは神奈川県ですので、もし仮に彼らが地震保険に入った場合は神奈川県が、先ほどあった監査とか、こういったものについて対応するという理解でいいのか、彼らの立ち位置はどうなるのでしょうか。加えて、先ほど、厚労省に、都道府県所管の生協がもし地震保険に入る場合にどうなるのかということで質問させていただきましたが、実際は、火災や地震関係の保険を提供している共済のほとんどが厚労省所管ということなので、おそらくアンケート調査にもそういうのが出てきてい

と思うんですけれども、だからそこは大丈夫かなと思ったのですが、神奈川県の場合は都道府県が管轄になりますので、そうすると、もし仮に参入した場合、どうなるのだろうと思いましたので、御存知の範囲で結構ですけれども、教えていただければと思います。

○藤田座長 では、御返答をお願いいたします。

○高橋代表理事専務 私ども J A 共済としては、地震保険を活用させていただくところは、住宅・家財というところに限定しての拡充と考えておりますので、業務用物件のほうは引き続き建物更生共済のみの保障、50%保障と考えております。

○深瀬常務理事 J F 共済も同様で、資料の 6 ページにも若干書いてありますが、地震保険を付帯可能とするのは住宅・家財のみと考えています。

○和田課長補佐 日火連にかかる神奈川の組合についての御質問ですけれども、おっしゃるように神奈川県共済組合については所管は神奈川県になりますので、基本的には県で対応するということになります。初めてのことになる、いろいろ共有しながらということはあるかもしれませんが、一義的には県となります。

○藤田座長 よろしいでしょうか。

そのほか御質問ございますでしょうか。堀田委員、お願いします。

○堀田委員 御説明ありがとうございました。単純な質問で恐縮ですが、各共済がそれぞれの商品を提供されているわけですが、重複の契約みたいなものは把握されていらっしゃるのでしょうか。そのあたり、例えば民間損保と共済というのも多分重複はあるだろうと思います。超過保険はないだろうと思いますけれども、重複保険はあり得るのでしょうか。そのあたりを把握されているのかというのが 1 つ目です。

2 つ目は、支払限度額を設けているということで、こくみん共済とか生協共済では御説明がありましたが、ほかの共済は支払限度額に対する規定を持っていらっしゃるのかということです。その 2 点をお願いします。

○藤田座長 では、よろしく申し上げます。

○高橋代表理事専務 J A 共済から答えますけれども、加入時に他保険の加入状況は確認しております。また、支払いが発生したときに、損保と同様に按分規定の中で按分して支払っていくというところを基本にしております。

○深瀬常務理事 J F 共済も同様で、告知事項として他保険の加入状況というのは確認するようにしています。当然、支払いの際にそれが見えれば、また告知がなかった場合でも、それが確認できれば按分規定を適用してお支払いをするという実務になっています。

○木村参与 N O S A I も同じでございます。加入時に告知事項として他保険、他共済の加入状況をお伺いし、共済金の支払時には按分を行っております。なお、支払いに際しての限度額はございません。

○仲田常務理事 こくみん共済 coop でございます。加入時に他保険の加入を確認させていただきながら、J A 共済、J F 共済と同様にお支払いのときにも確認をし、按分規定等の適用もあるということになります。

○千田専務理事 全国生協連も同様でございます。告知していただき、また支払い時については按分ということになっております。

○堀田委員 J A 共済連は支払限度額というのを想定されていますか。

○高橋代表理事専務 支払限度額というのは、契約当たりでしょうか。

○堀田委員 総支払額です。

○高橋代表理事専務 総支払限度額は具体的な数字では規定しておらず、私どもの約款の中で、いわゆる異常危険準備金とか責任準備金とか、こういったもので賄えない場合については、その賄えない部分について、削減するというような規定で対応しているというこ

とでございます。

○藤田座長 よろしいですか。では、中出委員、お願いします。

○中出委員 ありがとうございます。本日のヒアリングで、参入意向がある、あるいは関心を持っているというところが多いことを理解いたしました。その点からは入口から出口といたしますか、引受けから支払いまでのいろいろな部分について調整というか、詳細を検討する必要があるという印象を持ちました。

その上で、基本的なイメージを自分自身でも理解したいと思うのですが、J A、J Fのところでは非常に分かりやすい図がそれぞれの資料6ページで示されています。今の共済を変更して地震のリスクの部分の保障は一切しないが、代わりに地震保険を利用し、地震保険の上乗せ共済をつくるというのであれば、まさに民間と同じような仕組みになると思いますが、今回のイメージ図は、既存の共済はそのまま維持する形になっていますので、既存の共済の仕組みを使って、その制度の評価や料率のもとで損害査定をして地震における共済金が支払われる仕組みは維持されるわけです。それとはまた別に、今度は地震保険として、別の仕組みで保険金を計算して別途支払うとなると、二重のものが発生するイメージを受けます。図6の右側に記されている民間の仕組みでは、火災保険で地震災害は支払われないので、地震保険は地震保険として支払い、足りない部分を特約で支払うという形で連続するわけですが、図の左の共済の図では、図の緑の部分は現在の共済と同じなので、別のものとして新たな制度を加える話のように見えます。そういう形の制度設計を望んでいるのかどうか。そうすると、完全に別のものを付加する方式は、特に欲しい人にだけ新しい追加補償をどうぞというものになります。それを地震保険の仕組みをつくってやるといふ話になると、地震保険の性格が少し違って来るようにも思いますので、教えていただきたいと思います。これは今後検討することなのかもしれませんが、イメージということで、今回、示していただきましたので、お願いいたします。

○藤田座長 では、御返答をお願いします。

○高橋代表理事専務 我々も実際に実務的な課題というのをしっかりクリアしていく必要があると思っています。上乗せ保障というところは、この一例では50%ですけれども、各

社、いろいろな損保のほうでもあるのかなと思っております。具体的に言いますと、例えば地震保険が支払いされて、建物更生共済側が払われなとか、こういうことがありますと、非常に課題も生じますので、必要なのは査定の基準や手続、こういったものにつきましては、しっかりと、まず地震保険を優先にしながらとか、今後の検討になってきますが、そういうところを合わせていくことは必要だと思います。結果的にいくら支払うかというところで課題になってくるのは、基本的に損害割合を算出して支払いを行っていくということは地震保険もJA共済も同じだという認識でございますが、地震保険は4区分で払うというところ、私どもは直線比例的に損害割合で支払うと、ここが一番違いだと思っておりますので、加入時にも支払時にもそこをしっかりと理解していただければ、これは地震保険から出ているもの、これは建物更生共済から出ているものというところは、私どもは可能であるというような考え方でおります。

○中出委員 ありがとうございます。損害査定の面では、建物更生共済のような実損填補等を基本とした共済では、地震であれ、それ以外の風水災であれ、同じような基準で対応してきた面が多いのではないかと思います。地震保険の場合は、大まかな割り切りを取り入れた制度となっていますので、共済と考え方が違う面があり、そこをうまく調和させる必要があると思えました。その点については、地震の場合の共済金支払いは、地震保険と一体的で調和した処理にしていく方向性が考えられていると理解をしました。ただ、もともと別のものを実施していくとなると、その地震保険金支払いの原資については、今後、プールをつくっていったときに、そのプールについては、資料の青色で示されている保険の部分のみは地震保険のプールの中に入ってくるわけですので、どこまでいっても地震リスクについては、共済と保険で2つの制度が併存することになると考えてよいのでしょうか。

○高橋代表理事専務 自前で補償している損保もそうですけれども、例えば建物更生共済でやっている部分の異常危険準備金の積立と、地震保険に入ることによってJA共済として地震保険として積み立てていかなければいけない部分と、これは別々に管理しています。私どもも自動車共済とか生命共済とか、これはリスク管理も含めて共済種類ごとに準備金も管理しておりますので、自賠償もそうですけれども、しっかり地震保険部分として管理していくと、そういう認識でおります。

○中出委員 ありがとうございます。

○藤田座長 そのほか、さらに御質問等ございますでしょうか。まだ若干時間が残っておりますけれども。

○堀田委員 共水連の方にお尋ねしたいのですが、気になるのは津波のリスクですけれども、共水連として津波リスクをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。リスク管理上、共水連独自の考え方をお持ちなのかどうか、少しお聞きしたいと思います。

○藤田座長 よろしく申し上げます。

○深瀬常務理事 おっしゃるとおり、津波リスクに関しては、我々にとっては非常に大きいものだという認識のもとで、また、15年前に東日本大震災を経験していますので、そのときの被災率をもとにしながら、多少、地図上のマッピングなどもした上で、これから想定されるであろう南海トラフのようなものも一定シミュレーションなどは行ってきています。もちろん、津波ということになりますと、人命被害のほうもかなり大きくなるわけですが、そういったことも含めて、共水連として、JF共済として抱えているリスク、いわゆるPMLについては一定の評価をした上で、そういったものに対応できるだけの、主に海外を中心とした再保険手当て、それから内部留保の充実といったものをずっと東日本大震災以降続けてきています。また、さらに発生確率が上がるだとか、損害のリスクがそういう意味では高まってくる中で、我々としては非常に地震保障へのニーズが高いものですから、海岸線に住んでいるということがありますので、なるべく今、30%しか保障できていないものをさらに上へ上へという要求は確かにあります。ただ、我々だけでというところの限界をそこに感じていて、地震保険という仕組み自体は、何度も話が出ておりますとおり、広く国民に示されたものであるということも踏まえて、何とかここを活用できないだろうかという認識でいるところです。

○藤田座長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 お時間があるので、逆に事務局への質問になりますけれども、これからどうしましょうということで、今回こういう形でヒアリングを行って、皆さん、参入の意向と関心があり、これから検討されたいというところもあります。だとすれば、検討なり議論をする場が今度必要になってくる。多分それは、この会議体、勉強会ではないだろうと思います。もともとのミッションは第1段階で、今ある地震保険の商品性を前提にという話だったと思います。おそらく、今回のいろいろな御要望は多分ここで収まる話ではなく、ここで可否を決めるべきことでもないですし、参入するにしても、参入のためのルールをつくっていかねばいけないわけですので、このあたりはどういう進め方になるでしょうか。

○高橋信用機構課長 事務局でございます。ありがとうございます。検討の進め方を含めまして、また検討の上で御相談させていただきたいと思います。

○堀田委員 今のことに重ねてということになるかもしれませんが、結論を早々に見出すということは難しいという印象は持ちますので、ある程度時間をかけた議論をするべきだと思います。けれども、一方であまり長く議論をするのは得策ではないというか、やはり結論も急ぐ必要があると思います。ですから、短期的とか中長期的とかと、前回おっしゃっていましたが、5年とか10年という単位で中長期的に議論等するような話ではなくて、できれば可及的速やかに結論まで持っていく意識も必要だろうと思います。ということで、時間をかけなければいけない面もあるかもしれませんが、それほど長々と議論をしているという、そういう余裕はないのではないかと思います。

○藤田座長 御意見どうもありがとうございました。今回の件とそれ自体の、その次の段階をやるかやらないか、どのようにやるかということについての御要望、あるいは御意見だったかと思いますが、今の御意見も踏まえて事務局で御検討いただければと思います。

○佐藤委員 今の点、入口は注意したほうが良いと思います。あくまでこれは財務省の勉強会で、しかも地震保険を前提にしていますけれども、もし今後検討するときに、例えば共済は共済で自分たちで1つの再保険制度をつくって、そこに政府が支援をするというや

り方だってあり得るわけで、それでも怖ければ再々保険をつくって、今の地震保険と共済の保険をつないでいくということもやり方としてはあり得ます。ですので、実はここ、財務省で議論することなのかどうかも含めて考える必要があると思います。所管が農水省、厚労省、それぞれありますので。ただ、これは店ざらしにはできないこと、皆さんから御要望が出ていて、ずっと沈黙しているわけにいかないのです、どこでいつから議論を始めるかというところ、そこは可及的速やかに決められたほうがよろしいと思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

○中出委員 理念的な点や大きな方向性についてはディスカッションできるとしても、本日のテーマのリスク分散もそうだと思いますが、具体的な数字を見ないと精密な議論は難しい面があると感じました。例えばJAなりの規模を考えたときに、その規模が今の地震保険に対してどのぐらいのインパクトがあるか。小さなところが入る分には全体への影響は小さいとしても、大きなリスク量がある場合は、地震保険の内容自体を変えなくてはいけないかもしれません。1等地、3等地というところも、今の地震保険における分類としてはその保険料率で良いとしても、共済が全部入ったときに、この分類方法で本当に適合するのかということも考える必要があるように思います。速さは重要ですが、丁寧なディスカッション、データに基づいた検討が重要ではないかと思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。そのほか御意見、特にないでしょうか。

もし特にないようでしたら、そろそろ予定の時間もまいりましたので、本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時45分閉会